

令和2年4月16日

きはら遊こども園2号・3号認定（長時部）  
保護者のみなさま

きはら遊こども園  
園長 川口 眞示

新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのこども園2号・3号認定（長時部）の  
協力要請および認定こども園1号認定（短時部）の休園措置についてお知らせ

平素は、本園の保育運営に、格別のご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、現在市内の小学校・中学校・幼稚園については、市内で新型コロナウイルス感染者が  
確認された日から2週間後の4月20日（月）まで臨時休校・休園の措置をされています。

県内でもクラスターの発生はもとより、感染経路が特定できない感染者が増えるなどの状況  
が続き、県知事からの感染拡大阻止緊急メッセージが出されたところです。

このような状況を踏まえて、子どもたちの健康と安全を最優先し、また、感染リスクを低減  
させるため、引き続き、市内の小学校・中学校・幼稚園については、5月6日（水）まで臨時  
休校・休園措置を延長するとの連絡を市から受けました。

これまで市内の認定こども園については、平常保育を実施してまいりましたが、更なる感染  
防止のため、認定こども園1号認定（短時部）について、新たに臨時休園の措置を行うことに  
します。

一方で、認定こども園2号認定（長時部）及び低年齢3号認定（長時部）につきましては、  
保護者が就労されておられることから、現段階では施設全体での臨時休園は行わず、引き続き、  
感染予防に留意して、平常保育を継続します。

なお、更なる感染リスクを低減させる必要があることから、2号及び3号認定（長時部）の  
お子様の保護者の皆様におかれましては、下記1のように家庭保育が可能な場合は、通所を控  
え家庭保育で対応していただきますよう、ご理解とご協力を要請します。

#### 記

1. 市内保育園（所）・認定こども園2号認定（長時部）及び低年齢3号認定（長時部）で家庭  
保育の協力を要請する家庭について

- テレワークなど自宅勤務となり、家庭保育が可能な場合。
- 現在、育児休業中で、育児休業期間の延長が可能で職場復帰が延長され、家庭保育が  
可能な場合。
- 就労先が感染拡大防止のため、休業となり、家庭保育が可能な場合。
- その他、お子様の保育が必要な理由が感染拡大防止対策により、一時的に軽減され、  
家庭保育が可能な場合。

2. 市内の学校・幼稚園・認定こども園1号認定（短時部）の休園期間

令和2年4月20日（月）～令和2年5月6日（水）

休園中の園児の過ごし方については、家庭保育（自宅で過ごすこと）が基本となります。

**裏面に続きます→**

※いずれにしましても、基本的には2号3号認定（長時部）のお子さまにつきましては、保育継続とします。これまでより、家庭保育（自粛）の協力要請を強化したいと考えます。

※また、1号認定（短時部）利用の家庭で、就労等の理由で、家庭保育が困難な家庭につきましても、保育継続が可能です。

※給食費及び0・1・2歳児の保育料については、登園日の日割り計算での徴収となります。

※5月7日（木）以降については、感染状況により、再開や一部休園延長等も考えられます。決定次第、ご連絡します。

保護者の皆様にはご負担をおかけすることになりますがご理解とご協力をお願いします。